

交通事故による脳脊髄液減少症患者の救済に向けた自賠責保険制度の改善に関する意見書

脳脊髄液減少症（漏出症）とは、交通事故やスポーツ外傷などにより、脳脊髄液が漏れ出し減少することによって、起立性頭痛等の頭痛、頸部痛、目まいなど様々な症状を引き起こす病気と言われている。国においては、平成23年10月に「脳脊髄液漏出症画像判断基準・画像診断基準」を作成し、平成28年4月には硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）を保険適用としたところである。

現在、交通事故により脳脊髄液減少症の症状と考えられる頭痛等の後遺障害が残ってしまった場合、自賠責保険の制度では、後遺障害等級が的確に認定されにくくなっていることが問題となっている。その要因として、自賠責保険において、高次脳機能障害の後遺障害認定に当たり策定された高次脳機能障害認定システムのような、専門的に脳脊髄液減少症の後遺障害を認定する仕組みや、労災保険のような後遺障害の等級認定に係る調査内容を開示する仕組みが存在しないことが挙げられている。

脳脊髄液減少症によって苦しんでいる患者の負担軽減に向け、自賠責保険の制度において、脳脊髄液減少症による後遺障害等級を的確に認定する仕組みを構築することは喫緊の課題である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、交通事故を起因とする脳脊髄液減少症の患者を救済するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 自賠責保険における脳脊髄液減少症に関する後遺障害等級を専門医によって認定する仕組みを構築すること。
- 2 自賠責保険における脳脊髄液減少症に関する後遺障害等級の認定に不服がある場合、後遺障害等級の認定に係る調査内容について開示可能な仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月2日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		